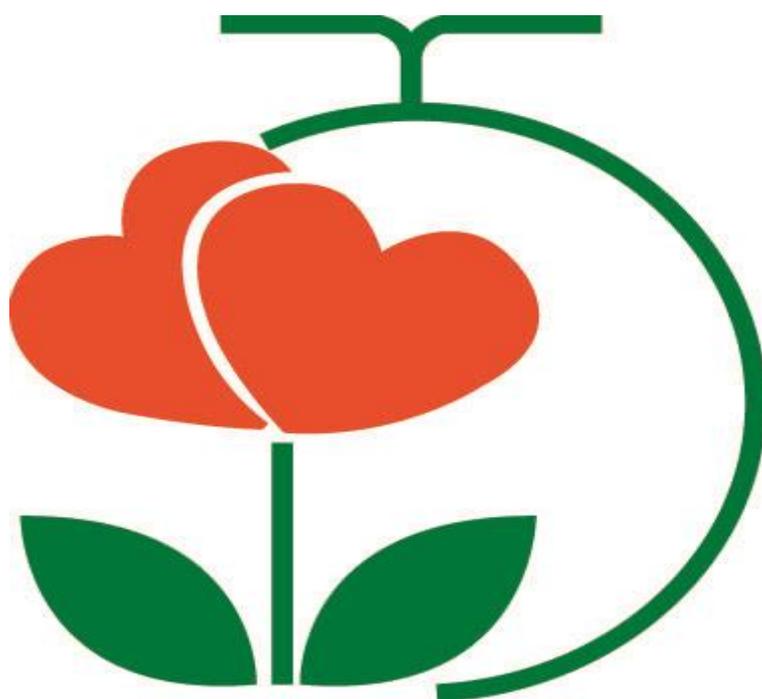


J Aそでうらのご案内

# ディスクロージャー誌

〈令和5年度末 事業概況〉



酒田市袖浦農業協同組合

## はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J Aそでうらは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、当J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた【J Aそでうらのご案内 ディスクロージャー誌 令和5年度末事業概況】を作成いたしました。

皆さまが当J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月 酒田市袖浦農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

## J Aのプロフィール

【令和6年3月末】

◇設	立	昭和23年7月
◇正 式 名 称		酒田市袖浦農業協同組合
◇本 店 所 在 地		酒田市坂野辺新田字葉萱 112
◇組 合 員 数		1,551人
◇出 資 金		4億2,980万4千円
◇役 員 数		11人
◇職 員 数		61人
◇総 資 産		113億3,609万8千円
◇単体自己資本比率		18.25%

## 目 次

1. 令和6年度 事業推進基本方針について	4
2. 経営管理体制	4
3. 事業の概況（令和5年度）	5
4. 事業活動のトピックス	5
5. 農業振興活動	6
6. 地域貢献情報	6
7. リスク管理の状況	8
8. 自己資本の状況	11
9. 主な事業の内容	12

### 【経営資料】

#### I 決算の状況

1. 貸借対照表	14
2. 損益計算書	16
3. キャッシュ・フロー計算書	18
4. 注記表	20
5. 剰余金処分計算書	29
6. 部門別損益計算書	30
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	30

#### II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	31
2. 利益総括表	31
3. 資金運用収支の内訳	32
4. 受取・支払利息の増減額	32

#### III 事業の概況

1. 信用事業取扱実績	33
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高および貸出金の条件別内訳残高	
② 貸出金の担保別内訳残高	
③ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
④ 貸出金の使途別内訳残高	
⑤ 貸出金の業種別残高	
⑥ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑧ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑨ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑩ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	

2. 共済事業取扱実績	37
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業関連事業取扱	38
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) その他事業の取扱実績	
4. 営農指導事業	40
IV 経営諸指標	
1. 利益率	40
2. 貯貸率・貯証率	41
V 自己資本充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	41
2. 自己資本の充実度に関する事項	43
3. 信用リスクに関する事項	45
4. 信用リスク削減手法に関する事項	47
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	49
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	49
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	49
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	49
9. 金利リスクに関する事項	49
<b>【役員等の報酬体系】</b>	
1. 役員	52
2. 職員等	52
3. その他	52
<b>【JAの概要】</b>	
1. 機構図	53
2. 役員構成（役員一覧）	54
3. 組合員数	54
4. 組合員組織の状況	54
5. 特定信用事業代理業者の状況	54
6. 地区一覧	54
7. 沿革・あゆみ	54
8. 店舗等のご案内	55
金融商品の勧誘方針	
サービス一覧表	55

## 1. 令和6年度 事業推進基本方針について

新型コロナウイルス感染症の5類移行、拡大・長期化する国際紛争や激甚化する気象災害、長引く円安と物価の高騰、高齢化と人口減少の進行などにより経済活動の在り方は大きく変化しております。

地域社会においても人口減少対策など持続可能な社会実現に向けた取り組みが、また地域農業においては農業所得の確保や農業経営基盤の維持に向けた対策が求められています。

農業所得の確保対策として、高止まる生産費の価格転嫁と販売強化を重点とするほか、コスト抑制対策として大型規格農薬や低コスト省力肥料の利用推進、園芸施設の点検補修、仕入先とその在り方の見直しに取り組みます。

また改正食料・農業・農村基本法のもと、再生産に配慮された適正な価格形成をはじめとした維持可能な農業の具体化に向けてJAグループとともに農政活動を実施いたします。

信用共済事業においては、資金運用状況の悪化に伴う受取配当金や共済新規契約と付加収入の減少、各種システム改修やネットワーク回線強化費用の増加など事業利益の減少が見込まれる状況にあつて、経営基盤強化に向けて総合事業メリットの発揮と訪問活動による准組合員等の事業利用範囲の拡大を進めるほか、米穀販売事業については方法体制の一部見直しを実施いたします。

早期警戒制度を踏まえた収支シミュレーションに基づく事業改善と進捗管理の徹底など内部管理体制の強化と組合員利用者の意見を一層反映する事業運営を行うとともに、今後の事業環境を見据えJA間共同や合併の協議に積極的に参加いたします。

### 【基本方針】

- 1 地域農業の継続を目標に、新規就農者などの担い手の確保育成と不足する作業労働力を補完し、あわせて販売強化と生産コスト削減による農業所得の拡大をはかります。
- 2 組合員・利用者の意見を反映し、また総合事業の強み発揮と部門連携により事業利用メリットを強化し、事業利用者の拡大に取り組みます。
- 3 事業改善目標の達成に向けその取り組みの進捗管理を強化します。

## 2. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員による総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年代表・女性代表の理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

### 3. 事業の概況(令和5年度)

令和5年度はコロナ禍からの回復や国際紛争の拡大長期化、円安などにより物価上昇が続くなかにおいて景気の本格回復を期待する声も聞かれる状況となっています。しかしながら園芸作物などの農産物においては高騰した生産資材や物流コストの価格転嫁が進まず、農業経営を圧迫する事態となっています。

これらの情勢のもと、中期計画2年度目として農業所得向上と地域農業の維持、事業基盤の強化に取り組みました。

農業生産ではさといもなど振興品目の作付け拡大対策や農作業労働力確保支援対策に取り組みましたが、統計を取って以来最高となる平均気温、最も少ない降水量となるなど記録的な猛暑に見舞われ、園芸農産物では8割を超える品目で大幅減収、販売額は前年比10%減少の10億6千万円に、主食用米では一等米比率が約30%に止まるなど大きな被害を受け、今後課題を残す結果となりました。

また、生産コスト増加対策として省力化コスト低減のための施肥体系の見直し、予約資材と営農用燃料油に対する事業分量配当の実施、農業所得の確保に向けては個別販売活動を強化するなど生産コストの価格転嫁を進めましたが、コスト増加分を補うには及びませんでした。

農政活動では、国際紛争の拡大を踏まえた食料の安定供給と安全保障、持続可能な農業の前提となる適正な価格形成などを内容とする食料・農業・農村基本法の改正について、実効性のある施策実現に向けJAグループとともに要請活動を展開しております。

信用事業においては組合員限定の金利優遇定期貯金を取り扱うなどの資金量拡大を進めておりますが、共済事業では一斉推進を取りやめたことなどから計画を達成することはできませんでした。

経済事業は、インショップ先を増やすなど農産物直売所の取り扱いが堅調に推移、車両整備に関しても取り扱い台数を伸ばしたものの、業者向け供給数量の減少により給油所取扱額が減少したほか、要員体制を増員強化した生産資材事業では減益となりました。

社会活動の回復に伴い業務費などが急増したものの、行動計画の実施徹底や事業間連携の強化、事業管理費の削減に努めた結果、計画した剰余金を確保できたことから配当金を含む剰余金処分案を提案することとなりました。

### 4. 事業活動のトピックス(令和5年度)

(総会資料より抜粋)

○部会活動においては圃場巡回や勉売活動に加えて視察研修も再開してコロナ禍以前のような活動ができるようになり、組合員同士の情報交換が活発になってきました。また、いちご(おとめ心)、さといも(荘内元禄)およびあさつきでは試食宣伝を開催し、消費者の反応を直接伺うことができました。特にいちごでは店頭での試食自体が初めての試みでしたが、大変好評で、役員の士気が高まる活動となりました。

○令和4年度に取得した商標登録については、市場勉売での宣伝でさらなる定着を図るだけでなく、部会の生産者への周知を同時に行うことでブランド商品を生産することへの意識を高め、相乗効果として単価の底上げにつなげることができました。

- メロンについては市場と事前に商談を行った結果、概ね希望単価でシーズンを通して販売を行う事ができました。令和6年産の価格提示をすでに一部市場より受けています。早期価格提示により市場からはメロンの生産量縮小の歯止めになることを期待されています。またメロン、スイカともにふるさと納税を中心としたギフト販売を行い、多くの発注を受ける事ができました。
- 花きについては部会と協力し各市場へサンプルを送り、産地PRを行いました。コロナ禍があけた事もあり、イベント業者よりサンプル展示品を見て注文を頂きました。今後も継続して行いたいと思います。年末の葉ボタン、ストックなどは市場との値決め販売強化に努めましたが前年並みの単価にとどまりました。数量は夏から秋の高温の影響で大きく落とすこととなりました。
- 令和5年産米は、夏場に35度を超す高温と少雨が長引いたことで稲の登熟に影響し収穫時の玄米の品質に影響しました。玄米の腹部・基部などが白濁する未熟粒が全般に見られ1等米比率が29.6%と前年ほぼ100%から大幅に低下する事態となりました。収量も前年に引き続き減少傾向となり作況指数99%で前年とほぼ同じ8.6俵の平均反収となりました。
- 原油価格は、コロナ禍の影響やロシアのウクライナへの侵攻等の影響により高騰し、油全体の小売価格は高値推移となり利用者の負担は大きくなっており、卸売業者への補助金「激変緩和対策事業」の導入により急激な上昇は抑えられているものの、依然として高値が続いている状態です。

## 5. 農業振興活動

### ◇地域密着型金融への取組

- ・農業者等の経営支援に関する取組方針
- ・農業者等の経営支援に関する態勢整備
- ・地域活性化のための融資を始めとする支援
- ・担い手の経営のライフステージに応じた支援
- ・経営の将来性を見極める融資手法を始め、担い手に適した資金供給手法の取組

### ◇遊休農地解消への取組

- ・遊休化しつつある水田を解消・整備するため関係者で検討

### ◇地産地消・食育の取り組み

- ・青年部では、学童水田事業に取り組み地元小学校（十坂小・宮野浦小）の児童を対象にお米学習教室を継続実施
- ・農産物直売所“いちご畑”運営のほか、地元店舗（生協）で袖浦産農産物の販売

## 6. 地域貢献情報

### ◇社会貢献活動

- ・交通安全協会へカーブミラー寄贈

### ◇地域貢献情報

- ・農村芝居 黒森歌舞伎の後援
- ・貸し農園の取り組み
- ・グラウンドゴルフ大会の開催

## 経営者保証に関する当 JA の取組み方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当 JA は本ガイドラインを遵守するための態勢整備を実施致しました。当 JA は今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めてまいります。

### 1. 経営者保証に依存しない融資の促進について

法人個人の一体性の解消が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討いたします。

### 2. 経営者保証の契約時の対応について

農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する具体的な説明を行います。

保証金額の設定については、保証人に資産及び収入の状況や主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

### 3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

農業者等から既存の保証契約の解除または変更の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行い結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。事業継承が行われたときは、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討し、その結果について主たる債務者及び後継者に対し丁寧かつ具体的な説明を行います。

### 4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合は、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続きにおける自由財産の考え方や標準的な世帯の必要経費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定いたします。

以上

## 7. リスク管理の状況

### ◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所企画管理部に2次審査部門を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については債権管理委員会を設置し、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市

場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、

安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム・法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めております。

### ◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕 利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を順守し透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置付け、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

#### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともにコンプライアンスの推進を行

う、本所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

#### ◇金融ADR制度への対応

##### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0234-92-4750 月～金 8時30分～5時）

##### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

山形県弁護士会示談あっせんセンター（電話：023-635-3648）

仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

ア 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

イ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行えるわけではありません。

具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

## ・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity-resolution-lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

### ◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。また、内部監査は、JAのすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 8. 自己資本の状況

### ◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、**18.25%**となりました。

### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

《普通出資による資本調達額》

項目	内容
発行主体	酒田市袖浦農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	429百万円(前年度425百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照し自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 9. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### ■ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務 組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務 農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業等へも必要な資金を貸出して地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等への代理貸付、個人向けローンも取り扱っております。

#### 貸出商品一覧（種類、資金使途、融資金額、融資期間）

◇為替業務 全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

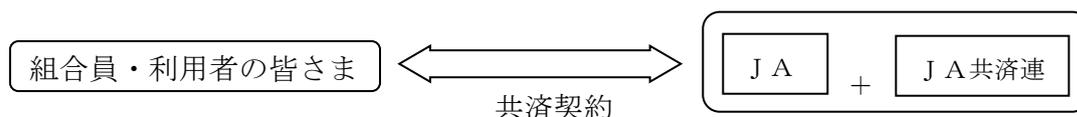
◇その他の業務及びサービス 当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなど取り扱っています。また全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス等、いろいろなサービスに努めています。

#### ■ 共済事業

JA共済は、組合員はじめ地域の皆様の幸せを目指す農協の総合事業の一環として、生命保障と損害保障の両方を取り扱っております。組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障できますので、日常生活で必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

#### ◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：JA共済の窓口です。

JA共済連：JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## ■ 販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。組合員の生産した農産物を共同販売しより有利な価格を実現しようとするのが J A の販売事業です。販売活動の過程で、需給調整や付加価値向上のため一定期間貯蔵や保管する場合があります。

## ■ 購買事業

組合員が農業生産に必要な生産資材や、地域住民の必要とする生活資材を有利（低価格・安全・良質）に供給する事業です。肥料・農薬・農業機械といった営農活動に必要な品目の供給と、食材から自動車などの耐久消費財、ガソリン・灯油など生活に必要な様々な品目の供給を行っています。

### (2) システムセーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティネットで守られています。

#### ◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組みの仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

#### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、①個々の J A の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

#### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

#### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金全高は 2023 年 3 月末で 4,708 億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

【令和6年3月31日現在】

(単位：千円)

資産の部			
科 目	4年度	5年度	摘 要
1. 信用事業資産	9,127,577	9,037,273	
(1) 現金	97,720	107,221	年度末(3/31)現在で組合にある現金や小切手の額
(2) 預金	5,396,578	5,396,057	組合で金融機関に預けている預金の額
系統預金	5,326,236	5,320,820	系統機関に預けている預金の額
系統外預金	70,342	75,237	系統機関外に預けている預金の額
(3) 貸出金	3,644,490	3,542,705	皆様に融資している額
(4) その他の信用事業資産	9,161	10,235	信用事業に係るその他の資産の額
未収収益	2,491	2,716	信用事業に係る期末までに受入れしていない利息の額
その他の資産	6,670	7,519	信用事業に係るその他の資産の額
(5) 貸倒引当金	△20,372	△18,945	信用事業に係る貸倒による損失に備えるための引当金の額
2. 共済事業資産	64	57	
(1) その他共済事業資産	64	57	共済事業に係るその他の資産の額
3. 経済事業資産	536,043	553,553	
(1) 経済事業未収金	331,611	353,288	経済事業に係る未収金の額
(2) 経済受託債権	108,341	98,092	経済事業に係る未精算の額
(3) 棚卸資産	73,372	76,781	
購買品	71,246	74,663	購買品等の在庫品の額
その他の棚卸資産	2,126	2,118	上記以外の棚卸資産の額
(4) その他の経済事業資産	25,557	27,064	経済事業に係るその他の資産の額
(5) 貸倒引当金	△2,838	△1,672	経済事業に係る貸倒による損失に備えるための引当金の額
4. 雑資産	55,084	53,003	
(1) 未収金	18,876	21,509	各事業に直接関連しない未収金、立替金等の額
(2) その他雑資産	36,208	31,494	
5. 固定資産	617,604	619,478	
(1) 有形固定資産	616,046	616,781	土地や建物等の有形固定資産の額
建物	885,499	891,959	建物の取得金額
機械装置	412,866	437,539	機械装置の取得金額
土地	331,502	331,503	事務所、倉庫等の土地の取得金額
その他の有形固定資産	250,942	253,742	構築物、器具・備品、車両運搬具等の取得金額
減価償却累計額	△1,264,763	△1,297,962	固定資産に対する毎年の償却を積み立てた累計額
(2) 無形固定資産	1,558	2,697	特許権やソフトウェア等の無形固定資産の額
6. 外部出資	1,064,016	1,064,016	外部機関に出資している額
系統出資	1,036,035	1,036,035	系統関係機関への出資金の額
系統外出資	27,981	27,981	系統関係機関以外への出資金の額
7. 繰延税金資産	32,291	33,604	将来の課税所得の計算上、減産効果のある一時差異等に係る税効果相当額
<b>資産の部合計</b>	<b>11,432,679</b>	<b>11,360,984</b>	

負債の部			
科 目	4 年度	5 年度	摘 要
1. 信用事業負債	9,779,374	9,651,777	
(1) 貯金	9,646,246	9,629,008	皆様からお預かりしている貯金等の額
(2) その他の信用事業負債	133,128	22,769	信用事業に係るその他の負債の額
未払費用	1,078	1,190	当期の費用のうち貯金や借入金の未払利息等の額
その他の負債	132,050	21,579	上記以外の信用事業に係るその他の負債の額
2. 共済事業負債	48,795	62,905	
(1) 共済資金	16,187	30,485	共済資金のうちまだ共済連に送金していない額及びまだ契約者に送金していない額
(2) 未経過共済付加収入	32,608	32,420	共済付加収入のうち次年度に繰り越す額
3. 経済事業負債	206,991	218,992	
(1) 経済事業未払金	116,308	110,818	購買品、販売品を購入しまだ支払っていない額
(2) 経済受託債務	30,010	47,373	販売代金等の未精算の額
(3) その他の経済事業負債	60,673	60,801	経済事業に係るその他の負債の額
4. 雑負債	59,927	64,749	
(1) 未払法人税等	8,803	11,568	法人税・住民税等の未払額
(2) その他負債	51,124	53,181	各事業に直接関連しないその他の負債の額
5. 諸引当金	115,037	123,735	
(1) 賞与引当金	9,267	8,822	職員に支給する賞与の引当金の額
(2) 退職給付引当金	87,751	96,124	職員の退職給付債務に係る引当金の額
(3) 役員退職慰労引当金	18,019	18,789	役員退職慰労引当金規程に基づき算出した引当金の額
6. 再評価に係る繰延税金負債	25,931	25,931	再評価差額に係る繰延税金負債の額
<b>負債の部合計</b>	<b>10,236,055</b>	<b>10,148,089</b>	
純資産の部			
1. 組合員資本	1,153,988	1,170,259	
(1) 出資金	425,325	429,804	皆様から出資いただいている額
(2) 利益剰余金	731,609	745,768	
利益準備金	508,000	515,000	経営安定のため法令で定められている準備金
その他利益剰余金	223,609	230,768	
経営安定対策積立金	65,000	70,000	固定資産の更新、処分、減損処理その他会計基準の適用等による費用の積立金
特別積立金	96,662	101,662	剰余金の中から今後の経営安定のために積立している額
当期末処分剰余金	61,947	59,106	前年度繰越剰余金に当期剰余金を加えた額
(うち当期剰余金)	33,328	30,386	当年度の剰余金の額
(3) 処分未済持分	△2,946	△5,313	組合員の任意脱退により買入れた持ち分の額
2. 評価・換算差額等	42,636	42,636	
(1) 土地再評価差額金	42,636	42,636	土地の再評価による差額金（繰延税金負債を除く）の額
<b>純資産の部合計</b>	<b>1,196,624</b>	<b>1,212,895</b>	
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>11,432,679</b>	<b>11,360,984</b>	

## 2. 損益計算書

【事業期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日】

(単位：千円)

科 目	4年度	5年度	摘 要
<b>1. 事業総利益</b>	<b>452,079</b>	<b>442,397</b>	各事業の総利益の合計の額
<b>事業収益</b>	<b>1,447,668</b>	<b>1,452,000</b>	各事業の収益を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
<b>事業費用</b>	<b>995,589</b>	<b>1,009,603</b>	各事業の費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した額
(1) 信用事業収益	77,911	75,826	信用事業にかかる収益の額
資金運用収益	69,630	67,671	預金・貸出資金運用にかかる受入利息等の合計額
(うち預金利息)	(26,148)	(25,415)	金融機関に預けている預金の利息の額
(うち貸出金利息)	(38,998)	(40,138)	皆様への融資に対する受入利息の額
(うちその他受入利息)	(4,484)	(2,118)	その他の受入利息の額
役務取引等収益	5,815	5,465	為替業務や業務委託契約に基づく受入手数料の額
その他経常収益	2,466	2,690	その他の経常的収益で他の科目に属さない収益の額
(2) 信用事業費用	9,904	9,609	信用事業にかかる費用の額
資金調達費用	2,130	1,549	資金調達にかかる支払利息及び備金繰入の合計額
(うち貯金利息)	(1,268)	(1,274)	皆様からお預かりしている貯金に対する支払利息の額
(うち給付補填備金繰入)	(115)	(30)	皆様からお預かりしている定期積金に対する利息相当額の繰入額
(うちその他支払利息)	(747)	(245)	その他の支払利息の額
役務取引等費用	1,505	1,583	支払手数料の金額
その他経常費用	6,269	6,477	その他の経常的費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金繰入額)	(188)	(△1,427)	貸倒による損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
<b>信用事業総利益</b>	<b>68,007</b>	<b>66,217</b>	信用事業の総利益の額
(3) 共済事業収益	77,151	74,728	共済事業にかかる収益の額
共済付加収入	71,610	70,363	共済契約にかかる受入事務手数料等の額
その他の収益	5,541	4,365	共済事業にかかるその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(4) 共済事業費用	1,443	1,440	共済事業にかかる費用の額
共済推進費	146	127	新契約を推進するために要する費用の額
その他の費用	1,297	1,313	共済事業にかかるその他の費用で他の科目に属さない費用の額
<b>共済事業総利益</b>	<b>75,708</b>	<b>73,288</b>	共済事業の総利益の額
(5) 購買事業収益	1,172,188	1,183,431	購買事業にかかる収益の額
購買品供給高	1,111,088	1,117,555	買取購買品の供給高の額
購買手数料	26,169	25,668	購買事業の受取手数料の額
修理サービス料	22,234	23,893	修理整備にかかる料金の受入れ額
その他の収益	12,697	16,315	購買事業にかかるその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(6) 購買事業費用	971,752	985,456	購買事業にかかる費用の額
購買品供給原価	941,107	954,907	買取購買品の供給原価
購買品供給費	16,604	18,386	購買品の供給に係る費用の額
その他の費用	14,041	12,163	購買事業にかかるその他の費用で他の科目に属さない費用の額
(うち貸倒引当金繰入額)	(440)	(△1,166)	貸倒による損失に備えた繰入のうち前期からの追加額
<b>購買事業総利益</b>	<b>200,436</b>	<b>197,975</b>	購買事業の総利益の額
(7) 販売事業収益	66,588	63,794	販売事業にかかる収益の額
販売手数料	53,260	50,728	受託販売事業の受入手数料の額
その他の収益	13,328	13,066	販売事業にかかるその他の収益で他の科目に属さない収益の額
(8) 販売事業費用	739	675	販売事業にかかる費用の額
<b>販売事業総利益</b>	<b>65,849</b>	<b>63,119</b>	販売事業の総利益の額
(9) 保管事業収益	21,460	20,849	保管事業にかかる収益の額
(10) 保管事業費用	2,723	3,469	保管事業にかかる費用の額
<b>保管事業総利益</b>	<b>18,737</b>	<b>17,380</b>	保管事業の総利益の額
(11) 加工事業収益	219	223	加工事業にかかる収益の額
(12) 加工事業費用	0	0	加工事業にかかる費用の額
<b>加工事業総利益</b>	<b>219</b>	<b>223</b>	加工事業の総利益の額

	(13) 農地利用集積円滑化事業収益	1,630	1,340	利用事業にかかる収益の額
	(14) 農地利用集積円滑化事業費用	1,523	1,312	利用事業にかかる費用の額
	<b>農地利用集積円滑化事業総利益</b>	<b>107</b>	<b>28</b>	利用事業の総利益の額
	(15) 農産物直売所事業収益	25,006	25,833	産直「いちご畑」に係る収益の額
	(16) 農産物直売所事業費用	2,023	2,221	産直「いちご畑」に係る費用の額
	<b>農産物直売所事業総利益</b>	<b>22,983</b>	<b>23,612</b>	
	(17) 指導事業収入	5,515	5,976	指導事業にかかる収入の額
	(18) 指導事業支出	5,482	5,421	指導事業にかかる支出の額
	<b>指導事業収支差額</b>	<b>33</b>	<b>555</b>	指導事業の総利益の額
	<b>2. 事業管理費</b>	<b>433,384</b>	<b>433,210</b>	
	(1) 人件費	310,380	314,295	役員報酬、職員給与、福利厚生費等の人件費の額
	(2) 業務費	40,717	42,896	会議費、消耗品費、通信費等の業務費の額
	(3) 諸税負担金	13,272	12,975	租税公課等の各種負担金の額
	(4) 施設費	67,499	61,597	減価償却費、水道光熱費等の施設費の額
	(5) その他事業管理費	1,516	1,447	その他事業に直接関係しない費用の額
	<b>事業利益</b>	<b>18,695</b>	<b>9,187</b>	事業総利益から事業管理費を差し引いた額
	<b>3. 事業外収益</b>	<b>44,652</b>	<b>44,715</b>	
	(1) 受取雑利息	90	74	信用事業・共済事業に係る利息以外の利息の額
	(2) 受取出資配当金	17,230	17,230	外部出資に対する配当金の受入額
	(3) 賃貸料	23,617	24,805	有形固定資産の賃貸料の額
	(4) 雑収入	3,715	2,606	事業外収益のうち他の科目に属さない収入の額
	<b>4. 事業外費用</b>	<b>18,334</b>	<b>21,438</b>	
	(1) 寄付金	259	255	寄付金の額
	(2) 雑損失	2,515	4,127	事業外費用のうち、他の科目に属さない費用の額
	(3) 貸与資産費用	15,560	17,056	賃貸している建物等施設の当期償却費
	<b>経常利益</b>	<b>45,013</b>	<b>32,464</b>	事業利益に事業外収益・費用を加減算した額
	<b>5. 特別利益</b>	<b>3,978</b>	<b>1,341</b>	
	(1) 臨時収入	3,978	1,341	臨時的な収入の額
	(2) 一般補助金	0	0	国、地方公共団体からの補助金の額
	<b>6. 特別損失</b>	<b>3,453</b>	<b>911</b>	
	(1) 臨時損失	289	0	臨時的な損失の額
	(2) 減損損失	0	0	土地・建物の減損の額
	(3) 固定資産処分損	220	0	固定資産の処分損の額
	(4) 固定資産圧縮損	2,944	911	固定資産の圧縮損の額
	<b>税引前当期利益</b>	<b>45,538</b>	<b>32,894</b>	経常利益に特別利益・損失を加減算した額
	法人税、住民税及び事業税	6,518	7,018	国、県、市町村に支払う税金の額
	過年度法人税、住民税及び事業税	0	△3,196	税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の調整額
	法人税等調整額	5,692	△1,314	税効果会計の適用に伴う当期の法人税等の調整額
	<b>法人税等合計額</b>	<b>12,211</b>	<b>2,508</b>	法人税、純民税及び事業税並びに法人税等の合計額
	<b>当期剰余金</b>	<b>33,327</b>	<b>30,386</b>	当期の利益に相当する額
	<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>28,620</b>	<b>28,720</b>	前期から繰り越した剰余金の額
	<b>当期末処分剰余金</b>	<b>61,947</b>	<b>59,106</b>	当期の未処分剰余金の額

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

### 第3 キャッシュ・フロー計算書(間接法)

令和 5 年度 [ 令和 5 年 4 月 1 日から  
令和 6 年 3 月 31 日まで ]

(単位:千円)

科目	金額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	2,508
減価償却費	21,727
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	-2,593
賞与引当金の増減額(△は減少)	-445
退職給付引当金の増減額(△は減少)	9,143
その他引当金等の増減額(△は減少)	0
信用事業資金運用収益	-40,238
信用事業資金調達費用	1,549
共済貸付金利息	0
共済借入金利息	0
受取雑利息及び受取出資配当金	-17,304
支払雑利息	0
為替差損益(△は益)	0
有価証券関係損益(△は益)	0
外部出資関係損益(△は益)	0
固定資産売却損益(△は益)	0
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	0
圧縮損計上以外一般補助金	0
	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	0
貸出金の純増(△)減	101,785
預金の純増(△)減	-280,000
貯金の純増減(△)	-17,239
信用事業借入金の純増減(△)	0
その他の信用事業資産の増(△)減	-830
その他の信用事業負債の増減(△)	-110,255
	0
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	0
共済貸付金の純増(△)減	0
共済借入金の純増減(△)	14,299
共済資金の純増減(△)	-188
未経過共済付加収入の純増減(△)	0
その他共済事業資産の増(△)減	0
その他共済事業負債の増減(△)	0
(経済事業活動による資産及び負債の増減)	
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	-21,677
経済受託債権の純増(△)減	10,249
棚卸資産の純増(△)減	-3,432
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	-5,490
経済受託債務の純増減(△)	17,440
その他経済事業資産の増(△)減	-2
その他経済事業負債の増減(△)	0
	0
(その他の資産及び負債の増減)	580
その他の資産の増(△)減	2,064
その他の負債の増減(△)	0
未払消費税等の増減額(△は減少)	40,038
信用事業資金運用による収入	-1,606
信用事業資金調達による支出	6
共済貸付金利息による収入	0
共済借入金利息による支出	0
事業分量配当金の支払額	-7,804
小 計	-287,715

雑利息及び出資配当金の受取額	17,304
雑利息の支払額	0
法人税等の支払額	-1,057
事業活動によるキャッシュ・フロー	-271,468
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	0
有価証券の取得による支出	30,410
有価証券の売却・償還による収入	0
補助金の受入れによる収入	0
固定資産の取得による支出	-37,041
固定資産の売却による収入	-53,867
有形固定資産の除去による支出	0
外部出資による支出	0
外部出資の売却等による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	-60,498
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	0
設備借入れによる収入	0
設備借入金の返済による支出	0
出資の受入による収入	-8,190
出資の払戻しによる支出	3,711
持分の取得による支出	5,313
持分の譲渡による収入	-2,946
出資配当金の支払額	-8,448
その他財務活動による資本の増減	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	-10,560
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	4,508,981
6 現金及び現金同等物の期首残高	994,297
7 現金及び現金同等物の期末残高	5,503,278

(注)キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

別段預金、定期性預金及び譲渡性預金

現金及び現金同等物

## 4. 注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

その他有価証券 ・ 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（生産資材商品・農機車輛商品・給油所商品・地域生活商品）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（米穀販売商品）

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（園特直販商品）

最終仕入れ原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

上記以外の棚卸資産

最終仕入れ原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

##### ② 無形固定資産

定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

#### (3) 引当金（農協法第 11 条の 34 第 1 項に規定する価格変動準備金を含む）の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引き当て基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は平均残存期間の貸倒実績または貸倒実績を基礎とした貸倒実績率又は貸倒確立の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めこれに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき融資担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した企画管理部が査定結果を検証しております。

##### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

##### ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ロ 販売事業

組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、販売の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に講じて収益を認識しております。

ニ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ホ 農地利用集積円滑化事業

農地所有者及び当該農地の耕作希望者の委任に基づき行う農地の利用権設定の仲介サービスによるものであり、所有者等との契約に基づいて当該役務を提供する利用義務を負っております。この利用者に対する履行義務は、当組合の仲介サービス実施にあたり当該契約の保全・管理期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

ヘ 農産物直売所事業当該施設

当組合が設けた直売所において、組合員が生産し直売所に陳列した農産物が利用者に販売されるよう手配する事業であり、当組合は生産者との契約に基づいて当該施設を提供する義務を負っております。この生産者に対する履行義務は当該陳列物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

ト 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており金額千円未満の科目については「0」で表示しています。なお、該当しない欄は、「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 米共同計算

当組合は、生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に関する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概産金、仮精算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受け金含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概産金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、総額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 33,604 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度衣以降において将来減算一次差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。次年度以降の課税所得の見積りについては令和4年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況に影響を受けます。よって実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した額 20,618 千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

(ii) 主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績の見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(iii)翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 21,782 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 13,483 千円 機械装置 5,534 千円 その他 2,765 千円

#### (2) 担保に供している資産

定期預金のうち、1,000,000 千円を J Aバンク相互援助制度のための担保に、600,000 千円を為替決済の担保に、それぞれ供しています。

#### (3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 55,087 千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

#### (4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額債権のうち、破綻更生債権およびこれらに準ずる債権額は 50,519 千円、危険債権額は 48,235 千円です。

なお、破綻更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権です。

また、危険債権とは債権者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状況及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破綻更生債権及これらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞先兼および貸出条件緩和債権額の合計は 107,214 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

#### (5) 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

② 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が、再評価後の帳簿価額合計額を下回る金額は 13 千円です。

③ 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める、当該事業

用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けています。

###### ②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

###### ③金融商品に係るリスク管理体制

###### イ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査担当部署を設置し与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

###### ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

###### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金、借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が664千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行額についても含めて計算していません。

#### ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

##### ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、時価のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	5,396,057	5,392,885	△3,172
貸出金	3,542,705	-	-
貸倒引当金(*1)	△18,945	-	-
貸倒引当金控除後	3,523,760	3,518,032	△5,728
経済事業未収金	353,288	-	-
貸倒引当金(*2)	△1,672	-	-
貸倒引当金控除後	351,616	351,616	-
経済受託債権	98,092	98,092	-
資産計	9,369,525	9,360,625	△8,900
貯金	9,629,008	9,618,339	△10,669
経済事業未収金	110,818	110,818	-
雑負債(*3)	1,528	1,528	-
負債計	9,741,354	9,730,685	△10,669

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(\*3) 雑負債のうち、職員預り金であります。

##### ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

##### イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

##### ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーである OIS レートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

##### ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額

によっています。また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## ニ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

### イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

### ロ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

### ハ 経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資(*1)	1,064,016
合計	1,064,016

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	5,396,057	-	-	-	-	-
貸出金(*1,2)	451,582	226,569	211,359	195,666	180,927	2,239,566
経済事業未収金(*3)	329,499	-	-	-	-	-
合計	6,177,138	226,569	211,359	195,666	180,927	2,239,566

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 182,596 千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 37,036 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(\*3) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 23,789 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	7,982,001	857,100	652,424	63,530	73,307	646
雑負債(*2)	1,528	-	-	-	-	-
合計	7,983,529	857,100	652,424	63,530	73,307	646

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 (\*2) 雑負債のうち、職員預り金であります。

## 5. 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	87,751 千円
退職給付費用	16,580 千円
退職給付の支払額	△1,185 千円
特定退職共済制度への拠出額	△7,022 千円
期末における退職給付引当金	96,124 千円

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	275,668 千円
特定退職共済制度	△179,544 千円
退職給付引当金	96,124 千円

### (4) 退職給付に関する損益

勤務費用	16,580 千円
退職給付費用	16,580 千円

なお、特定退職共済制度への拠出金 7,022 千円は「厚生費」で処理しております。

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金▲9 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、30,799 千円となっています。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金超過額	26,588 千円
未払事業税	28 千円
個別貸倒引当金超過額	2,393 千円
賞与引当金超過額	2,440 千円
役員退職慰労引当金超過額	5,197 千円
減損損失（償却資産）	24,704 千円
減損損失（土地）	14,264 千円
貸付金未収利息不計上額	884 千円
営農改善上否認	463 千円

職員組合助成	1,350 千円
未払賞与	1,631 千円
繰延税金資産小計	79,941 千円
評価性引当額	△46,283 千円
繰延税金資産合計 (A)	33,659 千円
繰延税金負債	
全農合併交付金	△54 千円
繰延税金負債合計 (B)	△54 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	33,604 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当期の「法廷実効税率」と「税効果会計適用後の法人税の負担率」の差が法廷実効税率の 100 分の 5 を超えていないため記載しておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、酒田市において保有する土地・建物を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
62,629	59,336

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の収益計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 5. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目		4 年度	5 年度
1. 当期末処分剰余金		61,947,301	59,105,872
2. 剰余金処分数額		33,251,740	30,303,764
	(1) 利益準備金	7,000,000	7,000,000
	(2) 出資配当	8,447,580	4,244,910
	(3) 任意積立金	10,000,000	11,000,000
	内訳 特別積立金	(5,000,000)	(5,000,000)
	経営安定対策積立金	(5,000,000)	(6,000,000)
	(4) 事業分量配当	7,804,160	8,058,854
3. 次期繰越剰余金		28,695,561	28,802,108

注 1 任意積立金の経営安定対策資金（目的積立金）の積立目的、積立目標額、取崩基準は以下の通りです。

名 称	経営安定対策積立金
積立目的	経営基盤に影響を与える将来的なリスクの発生に備えることを目的とする
積立目標額	120,000,000 円（剰余金処分後残高 76,000,000 円）
取崩基準	次のような支出があった年度の決算期に当該支出金を取り崩す ①会計基準変更等により多額の損失が生じたとき ②固定資産の更新、処分、減損損失により多額の損失が生じたとき

注 2 出資配当は年度末出資金に対して 1% の割合です。

注 3 事業分量配当は以下の合計額です。

- ①令和 5 年度の農業生産資材予約奨励対象供給額と営農用灯油購買供給額の合計額に対し 1.44% の割合による算出額
- ②令和 5 年産主食用米の出荷 1 kg に対し 1.14 円の割合による算出額
- ③令和 5 年度園芸農産物共同計算販売額に対し 0.42% の割合による算出額

注 4 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるため繰越金 2,000,000 円が含まれています。

## 6. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,452,000	75,826	74,728	994,203	301,267	5,976	
事業費用 ②	1,009,603	9,609	1,440	775,323	217,810	5,421	
事業総利益③ (①-②)	442,397	66,217	73,288	218,880	83,457	555	
事業管理費 ④	433,210	63,155	56,670	205,358	80,861	27,166	
（うち減価償却費⑤）	21,727	3,038	465	15,053	2,880	291	
（うち人件費 ⑤'）	314,295	33,556	47,184	149,714	60,409	23,432	
うち共通管理費⑥		13,878	9,750	40,311	15,257	2,534	△81,730
（うち減価償却費⑦）		655	460	1,901	719	120	△3,855
事業利益 ⑧ (③-④)	9,187	3,062	16,618	13,522	2,596	△26,611	
事業外収益 ⑨	44,715	14,515	9,292	14,512	5,487	909	
うち共通分 ⑩		4,971	3,492	14,438	5,465	908	△29,274
事業外費用 ⑪	21,438	3,640	2,558	10,573	4,002	665	
うち共通分 ⑫		3,640	2,558	10,573	4,002	665	△21,438
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	32,464	13,937	23,352	17,461	4,081	△26,367	
特別利益 ⑭	1,341	228	160	661	251	41	
うち共通分 ⑮		228	160	661	251	41	△1,341
特別損失 ⑯	911	0	0	911	0	0	
うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	32,894	14,165	23,512	17,211	4,332	△26,326	
営農指導事業分配賦額⑲		3,436	3,646	12,828	6,416	△26,326	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	32,894	10,729	19,866	4,383	△2,084		

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。

(1) 共通管理費等

○共通管理費（人頭割+共通管理費配布前の人件費を除いた、事業管理費割+事業総利益割）の平均値

○事業外収益の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

○事業外費用の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

○特別利益の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

○特別損失の共通分 共通管理費の配賦基準に同じ

(2) 営農指導事業 均等割（50%）+事業総利益割（50%）

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	16.98	11.93	49.32	18.67	3.10	100.00
営 農 指 導 事 業	13.05	13.85	48.73	24.37		100.00

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 資 産
事業別の 総資産	11,360,984	9,037,273	57	599,306	7,250	0	1,717,098
※総資産 (うち固定資産)	11,360,984 (617,258)	9,328,836 (88,486)	204,907 (58,701)	1,446,178 (349,680)	327,832 (105,025)	53,231 (15,366)	

※下段の総資産は共通資産配分後であります。

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法 施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月21日  
酒田市袖浦農業協同組合  
代表理事組合長 五十嵐良弥

## II 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項 目	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
<b>経常収益（事業収益）</b>	<b>1,573</b>	<b>1,526</b>	<b>1,393</b>	<b>1,448</b>	<b>1,452</b>
信用事業収益	78	75	76	78	76
共済事業収益	78	82	81	77	75
農業関連事業収益	988	968	922	976	994
その他事業収益	420	401	314	311	307
<b>経常利益</b>	<b>40</b>	<b>36</b>	<b>39</b>	<b>45</b>	<b>33</b>
<b>当期剰余金（△損失）</b>	<b>31</b>	<b>27</b>	<b>28</b>	<b>33</b>	<b>30</b>
出資金	430	428	425	425	429
出資口数	143,498	142,641	141,653	141,775	143,268
純資産額	1,131	1,152	1,176	1,197	1,197
総資産額	10,393	10,998	11,211	11,433	11,360
貯金等残高	8,783	9,298	9,441	9,646	9,629
貸出金残高	2,040	1,982	3,133	3,644	3,542
剰余金配当金額	0	14	27	33	30
出資配当額	-	8	8	8	4
利益準備金	-	6	6	7	7
事業利用分量配当額	-	-	3	8	8
任意積立金	-	-	10	10	11
職員数	64	63	63	61	61
単体自己資本比率	18.10	17.08	17.57	17.88	18.25

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」

(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

### 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	4年度	5年度	増 減
資金運用収支	68	66	△2
役務取引等収支	4	4	0
その他信用事業収支	△4	△4	0
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	68 (0.75)	66 (0.73)	△2 (△0.02)
事業粗利益 (事業粗利益率)	457 (4.00)	443 (3.90)	△14 (△0.10)
事業純益	11	12	1
実質事業純益	24	24	0
コア事業純益	24	24	0
コア事業純益（投資信託解約損益除く）	24	24	0

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－信金調達費用

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他信用事業収支＝（その他事業直接収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）

4. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く）－信用事業費用（その他経常費用を除く）＋金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高＊100

5. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益勘定－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用勘定＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取配资当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高＊100

6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

### 3. 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項 目	4 年度			5 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	9,090	65	0.71	9,000	65	0.72
うち預金	5,647	26	0.46	5,350	26	0.48
うち貸出金	3,443	39	1.13	3,650	40	1.08
資金調達勘定	9,705	1	0.01	9,706	2	0.02
うち貯金・定期積金	9,705	1	0.01	9,706	2	0.02
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや	-	64	0.70	-	64	0.70

（注）1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

3. ＊経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

＊信用部門の事業管理費は、部門別損益計算書における共通管理費配賦前の数値による。

### 4. 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項 目	4 年度増減額	5 年度増減額
受 取 利 息	0	1
うち預金	△5	0
うち有価証券	-	-
うち貸出金	5	1
支 払 利 息	△1	1
うち貯金・定期積金	△1	1
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	0	0
差 引	△1	0

（注）1. 受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

### Ⅲ 事業の概況

#### 1. 信用事業取扱実績

##### (1) 貯金に関する指標

##### ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	4年度	5年度	増 減
流動性貯金	4,645( 47.8)	4,949( 51.1)	303
当座貯金	0( 0.0)	0( 0.0)	0
普通貯金	4,643( 99.9)	4,946( 99.9)	303
貯蓄貯金	2( 0.0)	2( 0.0)	0
通知貯金	0( 0.0)	0( 0.0)	0
定期性貯金	5,057( 52.1)	4,718( 48.7)	△339
定期貯金	4,936( 97.6)	4,617( 97.8)	△319
うち固定自由金利定期	4,935( 99.9)	4,615( 99.9)	△319
うち変動自由金利定期	1( 0.0)	2( 0.0)	0
定期積金	120( 2.3)	100( 2.1)	△20
その他の貯金	1( 0.0)	1( 0.0)	0
合 計	9,704(100.0)	9,668(100.0)	△36
財形貯蓄	18	15	△3

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金  
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金  
 3. ( ) 内は構成比。「うち固定自由金利定期」、「うち変動自由金利定期」は定期貯金内の構成比。

##### ② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	4年度	5年度	増 減
定期貯金	4,729(100.0)	4,606(100.0)	△122
うち固定自由金利定期	4,727( 99.9)	4,604( 99.9)	△122
うち変動自由金利定期	2( 0.0)	2( 0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金  
 2. ( ) 内は構成比です。  
 3. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

##### (2) 貸出金等に関する指標

##### ① 科目別貸出金平均残高および貸出金の条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	4年度	5年度	増 減
手形貸付	1( 0.0)	1( 0.0)	0
証書貸付	3,142( 91.2)	3,348( 91.7)	206
当座貸越	174( 5.0)	174( 4.7)	0
金融機関貸付	124( 3.6)	124( 3.3)	0
合 計	3,442(100.0)	3,649(100.0)	206
うち固定金利貸出	1,414( 41.0)	1,270( 34.8)	△144
うち変動金利貸出	1,854( 53.8)	2,204( 60.4)	350
うちその他	175( 5.0)	174( 4.7)	0

- (注) ( ) 内は構成比です。「うちその他」は当座貸越、無利息等固定、変動の区分がないもの。

② 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	4年度	5年度	増 減
貯金・定期積金等	5	6	1
有価証券	0	0	0
動 産・不動産	0	0	0
その他担保物	1	0	△1
計	7	7	0
保 証	2,589	2,595	6
農業信用基金協会保証	2,305	2,317	12
県保証センター	0	0	0
信 用	1,047	940	△107
合 計	3,644	3,542	△102

③ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

④ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	4年度	5年度	増 減
近代化資金	39( 1.0)	34( 0.9)	△5
その他制度資金	0( 0.0)	0( 0.0)	0
農業設備資金	189( 5.1)	190( 5.3)	△1
農業運転資金	205( 5.6)	214( 6.0)	9
事業設備資金	15( 0.4)	13( 0.3)	△2
事業運転資金	986( 27.0)	889( 25.0)	△97
住宅関連資金	2,022( 55.4)	2,027( 57.2)	5
生活関連資金	179( 4.9)	168( 4.7)	△11
その他	4( 0.1)	5( 0.1)	1
合計	3,644(100.0)	3,542(100.0)	△102

⑤ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	4年度	5年度	増 減
農 業	704( 19.3)	676( 19.0)	△28
林 業	0( 0.0)	0( 0.0)	0
水 産 業	0( 0.0)	0( 0.0)	0
製 造 業	216( 5.9)	213( 6.0)	△3
鉱 業	2( 0.0)	1( 0.0)	△1
建 設	330( 9.0)	315( 8.8)	△15
不 動 産 業	0( 0.0)	0( 0.0)	0
電気・ガス・熱供給・水道業	36( 0.9)	35( 0.9)	△1
運輸・通信業	48( 1.3)	47( 1.3)	△1
卸売・小売・飲食業	9( 0.2)	9( 0.2)	0
サービス業	406( 11.1)	390( 11.0)	△16
金融・保険業	157( 4.3)	155( 4.3)	△2
地方公共団体	822( 22.5)	757( 21.3)	△125
その他(うち個人)	852( 23.3)	912( 25.7)	60
その他(うち法人)	58( 1.5)	27( 0.7)	△31
合 計	3,644(100.0)	3,542(100.0)	△102

(注) ( )内は構成比です。

## ⑥ 主要な農業関係の貸出金残高

### (a) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	4 年度	5 年度	増 減
農 業	426	426	0
穀 作	31	28	△3
野菜・園芸	199	205	5
果樹・樹園農業	15	14	△1
工芸作物	0		
養豚・肉牛・酪農	0		
養鶏・養卵	0		
その他農業	181	179	△2
農業関連団体等	0		
合 計	426	426	0

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

- 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
- 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。
- 「(1)営農類型別」の合計と「⑥貸出金の業種別残高」の農業の残高は、集計方法が異なるため一致しません。

### (b) 資金種類別

(単位：百万円)

種 類	4 年度	5 年度	増 減
プロパー資金	375	380	5
農業制度資金	51	46	△5
農業近代化資金	40	34	△6
その他制度資金	11	12	1
合 計	426	426	0

- 注1. プロパー資金とは当組合原資の資金を融資しているもののうち制度資金以外のものをいいます。
- 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
  - その他制度資金には農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑦ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく  
債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び これらに準ずる債権	4年度	34,421	22,873	2,316	9,232	34,421
	5年度	50,519	22,048	20,139	8,332	50,519
危険債権	4年度	72,792	21,500	51,292	0	72,792
	5年度	48,235	17,500	30,735	0	48,235
要管理債権	4年度	0	0	0	0	0
	5年度	0	0	0	0	0
三月以上 延滞債権	4年度	0	0	0	0	0
	5年度	0	0	0	0	0
貸出条件 緩和債権	4年度	0	0	0	0	0
	5年度	0	0	0	0	0
小計	4年度	107,213	44,373	53,608	9,232	107,213
	5年度	98,754	39,548	50,874	8,332	98,754
正常債権	4年度	3,539,157				
	5年度	3,446,131				
合計	4年度	3,646,370	44,373	53,608	9,232	107,213
	5年度	3,544,885	39,548	50,874	8,332	98,754

- 注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑧ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況  
該当する取引はありません。

⑨ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	4 年度					5 年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	11.2	12.8	0	11.2	12.8	12.8	12.0	0	12.8	12.0
個別貸倒引当金	11.3	10.4	0	11.3	10.4	10.4	8.6	0	10.4	8.6
合 計	22.6	23.2	0	22.6	23.2	23.2	20.6	0	23.2	20.6

⑩ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	4 年度	5 年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		4 年度		5 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	2,535	15,531	2,720	15,150
	金 額	2,248,231	2,314,453	1,989,605	2,476,830
雑 為 替	件 数	93	3	69	16
	金 額	4,448	503	5,878	8,123
合 計	件 数	2,628	15,534	2,789	15,166
	金 額	2,252,679	2,314,956	1,995,483	2,484,953

(4) 有価証券に関する指標

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	378,501	14,183,861	568,774	13,573,895
終身共済	308,091	9,213,379	267,496	8,733,244
定期生命共済	-	35,000	-	225,000
養老生命共済	46,910	4,447,415	58,640	3,867,793
うちこども共済	13,500	1,492,900	10,800	1,377,700
医療共済	21,500	120,400	7,000	106,400
がん共済	-	16,500	-	16,500
定期医療共済	-	136,500	-	130,200
介護共済	2,000	214,667	39,400	226,248
認知症共済	-	-	-	-
生活障害共済	-	-	-	-
年金共済	4,040	275,860	6,238	268,510
建物更生共済	1,607,340	19,381,480	2,220,150	19,598,810
合 計	1,989,881	33,841,201	2,788,924	33,172,705

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む））を表示しています。

**(2) 医療系共済の入院共済金額保有高**

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	5	3,211	5	2,690
が ん 共 済	53	922	87	994
定期医療共済	-	232	-	214
合 計	58	4,365	92	3,898

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

**(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高**

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	23,459	353,273	60,792	375,218
認知症共済	44,800	44,800	32,500	44,800
生活障害共済(一時金型)	1,200	20,100	10,000	20,100
生活障害共済(定期年金型)	4,140	14,340	4,400	14,340
特定重度疾病共済	11,100	37,200	4,100	40,100

**(4) 年金共済の年金保有高**

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	4,044	167,842	6,238	156,217
年金開始後	-	108,022	-	112,292
合 計	4,044	275,864	6,238	268,510

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

**(5) 短期共済新契約高**

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	3,004,770	4,201	3,008,720	3,640
自動車共済		78,008		74,250
傷害共済	10,224,300	3,728	13,211,500	3,549
賠償責任共済		126		193
自賠償共済		9,169		7,719
合 計		95,232		89,351

(注) 金額は保障金額を表示しています。ただし、自動車、賠償責任、自賠償共済は掛金総額です。

**3. 農業関連事業取扱実績****(1) 購買事業取扱実績**

(単位：千円、%)

種 類	供給高		前年比	
	4 年度	5 年度		
生産資材	肥 料	150,118	129,790	86.5
	農 薬	80,077	89,555	102.8
	生 産	35,759	35,713	99.9
	種 苗	100,901	106,648	105.7
	農 具	6,577	6,411	97.5
	施 設	112,595	112,651	100.0
	出荷資材	86,179	81,155	94.2

	<b>計</b>	<b>579,206</b>	<b>561,923</b>	<b>97.0</b>
農機車輛	大型農機	30,097	15,646	52.0
	小型農機	17,609	13,366	75.9
	車 輛	54,331	86,001	158.3
	自動車部品	11,489	10,290	89.6
	農機部品	7,923	8,862	111.8
	外 注	14,953	18,446	123.4
	<b>計</b>	<b>136,408</b>	<b>152,611</b>	<b>111.9</b>
給油所	揮発油	78,551	77,646	98.8
	灯 油	73,189	70,801	96.7
	重・軽油	75,603	70,975	93.9
	オイルほか	7,935	6,817	85.9
	プロパン	32,439	30,863	95.1
	器 具	2,877	2,881	100.1
	<b>計</b>	<b>270,594</b>	<b>259,983</b>	<b>96.1</b>
生活	冠婚葬祭	14,587	26,364	180.7
	組織購買耐久	14,329	13,308	92.9
	住宅関連	4,673	3,193	68.3
	<b>計</b>	<b>33,589</b>	<b>42,865</b>	<b>127.6</b>
販売	米	116,285	153,895	132.3
	青果物	143,358	139,200	97.1
	<b>計</b>	<b>259,643</b>	<b>293,095</b>	<b>112.9</b>
	合 計	1,279,440	1,310,477	102.4

## (2) 販売事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
出荷契約米	293,322	12,508	270,886	15,276
くず米	3,390	430	3,037	306
加工用米	35,714	964	38,832	1,048
そば	353	10	57	2
果蔬菜	759,855	22,795	691,440	20,743
果樹	39,767	1,193	33,518	1,005
花卉	380,752	11,423	336,449	10,094
市場外販売	-	3,937	-	2,253
合 計	1,513,158	53,260	1,374,219	50,728

### (3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		4 年度	5 年度
収益	保 管 料	5,230	5,167
	荷 役 料	2,510	2,269
	そ の 他	13,720	13,413
	計	21,460	20,849
費用	倉 庫 労 務 費	1,991	2,650
	そ の 他 の 費 用	732	819
	計	2,723	3,469
差 引		18,737	17,380

### (4) その他事業

(単位：千円)

項 目		4 年度	5 年度
収益	加 工 収 益	219	223
	農地利用集積円滑化事業収益	1,630	1,340
	直売所事業収益	25,006	25,833
	計	26,855	27,396
費用	加 工 費 用	-	-
	農地利用集積円滑化事業費用	1,523	1,312
	直売所事業費用	2,023	2,221
	計	3,546	3,533
差 引		23,309	23,863

### 4. 営農指導事業

(単位：千円)

項 目		4 年度	5 年度
収入	賦 課 金	5,036	4,994
	実 費 収 入	237	746
	指導補助金	242	236
	計	5,515	5,976
支出	営農改善費	2,950	2,762
	教育情報費	2,532	2,659
	その他の費用	-	-
	計	5,482	5,421
差 引		33	555

## IV 経営諸指標

### 1. 利益率

(単位：%)

項 目	4 年度	5 年度	増 減
総資産経常利益率	0.39	0.28	△0.11
資本経常利益率	3.76	2.67	△1.09
総資産当期純利益率	0.29	0.26	△0.03
資本当期純利益率	2.79	2.50	△0.29

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

## 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		4年度	5年度	増 減
貯貸率	期 末	37.8	36.7	△1.1
	期中平均	35.5	37.7	2.2
貯証率	期 末	-	-	-
	期中平均	-	-	-

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目		前期末	当期末
<b>＜コア資本にかかる基礎項目＞</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		1,153,988	1,170,258
	うち、出資金及び資本準備金の額	425,325	429,804
	うち、再評価積立金の額	-	-
	うち、利益剰余金の額	731,609	745,767
	うち、外部流出予定額（△）	-	-
	うち、上記以外に該当するものの額（△）	2,946	5,313
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		12,801	11,967
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12,801	11,967
	うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
	うち、回転出資金の額	-	-
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		3,085	0
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)		1,169,875	1,182,226
<b>＜コア資本にかかる調整項目＞</b>			

項 目	前期末	当期末
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,557	2,697
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,557	2,697
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,557	2,697
<b>《自己資本》</b>		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	1,168,317	1,179,529
<b>《リスク・アセット等》</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	5,709,295	5,644,295
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	68,567	0
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	68,567	0
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	823,623	816,328
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	6,532,918	6,460,624
<b>《自己資本比率》</b>		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	17.88	18.25

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	4年度			5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金	97,719	0	0	107,221	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際結成銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	826,803			757,603		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け第一種金融商品取引業者向け	5,396,606	1,079,321	43,172	5,396,097	1,079,219	43,168
法人等向け	109,912	87,553	3,502	27,313	7,604	304
中小企業等向け及び個人向け	235,113	171,058	6,842	28,918	15,898	635
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	6,332	1,266	50	7,161	1,432	57
三月以上延滞等	83,179	124,769	4,990	36,052	54,078	2,163
信用保証協会等保証付	2,307,099	228,778	9,151	2,319,242	230,193	9,207
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	104,538	104,538	4,182	104,538	104,538	4,182
資本調達手段	1,083,492	2,708,731	108,349	1,083,506	2,708,765	108,350
特定項目のうち調整項目不算入	0	0	0			
固定資産・その他	850,903	850,903	34,036	1,191,032	1,191,032	47,641
上記以外	284,062	283,808	11,352	251,651	251,651	10,061
経過措置によりリスク・アセットの額に算されるものの額				-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額 ÷ 8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	11,385,764	5,709,295	228,371	11,310,337	5,644,295	225,771

(単位：千円)

	4年度		5年度	
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	823,623	32,945	816,328	32,653
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	リスク・アセット等 (分母)計 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	6,532,918	261,316	6,460,624	258,424

注1. 「リスク・アセット額」の欄には信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社 格付投資情報センター(R&I)
株式会社 日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

#### ②信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		4年度				三月以上延滞エクスポージャー	5年度				三月以上延滞エクスポージャー
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
法人	農業	68	57	-	-	-	47	47	-	-	-
	林業・水産業・製造業・鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	5,343	124	-	-	-	5,309	124	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本政府・地公団体	41	41	-	-	-	10	10	-	-	-
	上記以外	1,162	886	-	-	-	1,034	816	-	-	-
	法人計	6,620	1,108	-	-	-	6,400	997	-	-	-
個人	2,753	2,538	-	-	-	2,547	2,547	-	-	-	
その他	2,012	-	-	-	-	2,363	-	-	-	-	
業種別残高計		11,385	3,646	-	-	-	11,310	3,544	-	-	-

1年以下	5,815	219	-	-	-	5,613	216	-	-	-
1年超3年以下	121	121	-	-	-	71	71	-	-	-
3年超5年以下	120	120	-	-	-	123	123	-	-	-
5年超7年以下	146	146	-	-	-	151	151	-	-	-
7年超10年以下	193	193	-	-	-	286	286	-	-	-
10年超	2,788	2,788	-	-	-	2,635	2,635	-	-	-
期限の定めのないもの	2,202	59	-	-	-	2,431	62	-	-	-
残存期間別残高計	11,385	3,646	-	-	-	11,310	3,544	-	-	-

当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため地域別の区分は省略しております。

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミット及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミット」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

### ③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	4年度					5年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	11.2	12.8	0	11.2	12.8	12.8	12.0	0	12.8	12.0
個別貸倒引当金	11.3	10.4	0	11.3	10.4	10.4	8.6	0	10.4	8.6
合 計	22.6	23.2	0	22.6	23.2	23.2	20.6	0	23.2	20.6

### ④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	4年度					5年度						
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	11	10	0	11	10	/	10	8	0	10	8	/
国 外	-	-	-	-	-	/	-	-	-	-	-	/
地域別計	11	10	0	11	10	/	10	8	-	10	8	/
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業・水産業・製造業 ・鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・ 水道業運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	11	10	0	11	10	/	10	8	0	10	8	/
業種別計	11	10	0	11	10	/	10	8	0	10	8	/

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		4年度			5年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	228	228	-	230	230
	リスク・ウェイト 20%	900	180	1,080	956	124	1,080
	リスク・ウェイト 35%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 75%	-	171	171	-	16	16
	リスク・ウェイト 100%	-	1,395	1,395	-	1,555	1,555
	リスク・ウェイト 150%	-	124	124	-	54	54
	リスク・ウェイト 250%	-	2,709	2,709	-	2,709	2,709
	その他	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	900	4,807	5,707	956	4,688	5,644	

- 注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国

際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について被保証債権のリスク・ウェイトに代えて保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	4 年度			5 年度		
	適格金融 資産担保	適格 保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	適格 保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1,750	-	-	5,791	-	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	1,750	-	-	5,791	-	-

注 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化しその一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織

に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の外部出資勘定の出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等について、系統および系統外出資では、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価（単位：千円）

	4年度		5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
その他の出資 (外部出資)	1,064,016	1,064,016	1,064,016	1,064,016
合計	1,064,016	1,064,016	1,064,016	1,064,016

### ③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益（単位：百万円）

4年度			5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続きの概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制の下で他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減に方針に関する説明

当 J A は、リスク管理委員会のもと自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、次月で IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当 J A は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の手法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化シフトによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.003 年（1 日/365 日）です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$  および  $\Delta N I I$  に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆ $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示広告に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII と大きく異なる点特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
		$\Delta$ EVE		$\Delta$ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	0	0	3	2
2	下方パラレルシフト	0	0	0	1
3	スティープ化	37	23		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	18		
7	最大値	37	23	3	2
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	1,168		1,180	

- ・「 $\Delta$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「 $\Delta$ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリーレートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 【役員等の報酬体系】

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	20,639千円	-千円

（注1）対象役員は、理事8名、監事3名です。

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には使用人兼務役員2名の報酬等を含めております。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、平均報酬月額に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当J Aの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和元年度において対象職員等に該当するものはおりませんでした。

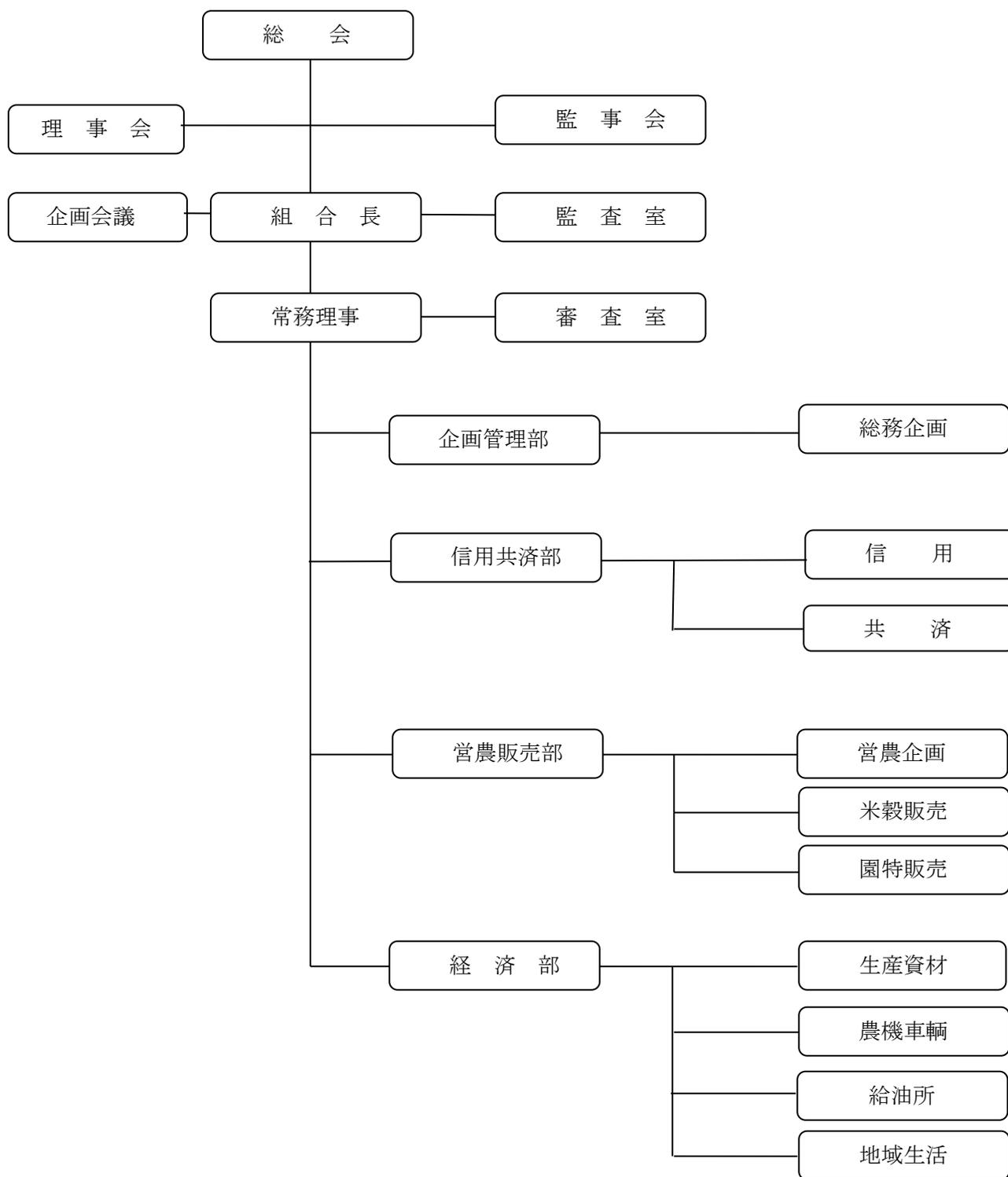
### 3. その他

当J Aの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ

## 【JAの概要】

### 1. 組織機構図

(令和6年7月現在)



## 2. 役員構成【理事8名、監事3名】

(令和6年7月1日現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	五十嵐 良弥	副組合長	佐藤 比呂ム
理事	高橋 武	理事	佐藤 良
理事	佐藤 俊一	理事	五十嵐 真理
常務理事	佐藤 久則	理事信用共済部長	菅原 亮
代表監事	伊藤 菊雄	監事	佐藤 ひとみ
員外監事	藤原 裕		

## 3. 組合員数

(単位：人、団体)

区分	4年度末	5年度末	増減
正組合員	703	686	△17
個人	698	680	△18
法人（農事組合法人）	5	6	1
准組合員	850	865	15
個人	812	830	18
農事組合法人	1	1	0
その他団体	37	34	△3
合計	1,553	1,551	△2

## 4. 組合員組織の状況

(単位：名)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
J Aそでうら青年部	20	あさつき部会	42
J Aそでうら女性部	71	野菜部会	118
J Aそでうらフレッシュミセス	13	果樹部会	49
袖浦生産組合長会	6	花き部会	57
袖浦育苗組合	90	袖浦青申会	80
袖浦CE利用組合	90	袖浦年金友の会	69
袖浦園芸部会連絡協議会	全部会員	袖浦無人へり利用組合	171
メロン部会	106	いちご畑直売組合	68
いちご部会	46	袖浦認定農業者会	52
アスパラガス部会	28		

## 5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

(令和6年7月1日現在)

## 6. 地区一覧

山形県酒田市

## 7. 沿革・あゆみ

年月日	事項
昭和23年3月21日	袖浦村農業協同組合設立総会
昭和23年6月5日	袖浦村農業協同組合設立認可
昭和30年7月6日	農協婦人部結成
昭和31年1月26日	農協青年部結成
昭和31年4月26日	名称を酒田市袖浦農業協同組合に改める
昭和40年7月7日	宮野浦支店が完成し業務開始
昭和53年11月8日	信用事業オンライン化スタート
昭和55年6月1日	年金友の会設立
昭和56年12月7日	宮野浦支店を緑ヶ丘1丁目に移転し業務開始
昭和60年8月1日	ATMを旧Aコープそでうら店に新設し稼働開始
平成2年7月1日	ATMを本所・旧Aコープ錦町店に新設し稼働開始

平成 13 年 12 月 1 日	A コープ錦町店の A T M を現在店舗（古川）へ移転し稼働開始
平成 16 年 4 月 1 日	A T M を宮野浦支店に新設移転し稼働開始
平成 16 年 6 月 30 日	A T M 旧 A コープそでうら店を廃止
平成 17 年 5 月 6 日	J A S T E M システム稼働開始
平成 22 年 5 月 6 日	新 J A S T E M システム稼働開始
平成 28 年 1 月 4 日	農事組合法人 そでうらファーム設立登記
平成 30 年 10 月 13 日	宮野浦支店 A T M を硬貨対応のものに更新
平成 31 年 3 月 8 日	宮野浦支店閉店し、信用業務は本所に統合
令和 2 年 7 月 11・12 日	本所・A コープ錦町店 A T M を更新

## 8. A T M 配置箇所のご案内

(令和 5 年 7 月現在)

店舗	住所	電話番号	A T M 稼働状況
本 所	酒田市坂野辺新田字葉萱 112	0234-92-4750	1 台
A コープ錦町店（店舗外）	酒田市坂野辺新田字古川 18-1	〃	1 台
宮野浦（店舗外）	酒田市緑ヶ丘 1 丁目 3-7	〃	1 台

### 金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

### サービス一覧表

種 類	内 容
内国為替サービス	全国のどこの金融機関にも、お振込、ご送金、手形、小切手などのお取立てを行っております。
キャッシュサービス	J A キャッシュカードがあれば、全国の信連・農林中金をはじめ、都銀・地銀などの金融機関の A T M ・ C D により現金のお引きだし、残高照会のご利用がいただけます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがおお客様の指定口座に自動的に振り込まれます。
自動受取サービス	国民年金・厚生年金等各種年金など、お客様の指定口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気料・電話料・NHK 放送受信料等は、普通貯金口座より、自動的にお支払いいたします。
クレジットサービス	お買い物・ご旅行などに際しては、お客様のサインひとつでご利用いただけます。

＜自己査定債務者区分＞

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破綻先		
実質破綻先		
破綻懸念先		
要注意先	要注意先	
	その他要注意先	
	正常先	

- 破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の  
状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破  
綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先  
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の  
進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債  
務者
- 要注意先  
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる  
要管理先債権である債務者
  - 3か月以上延滞債権
  - 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上  
延滞している貸出債権
- 貸出条件緩和債権  
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を  
促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改  
定等を行った貸出債権

- その他の要注意先  
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先  
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

＜金融再生法債権区分＞

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破産更正債権及びこれらに 準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
	正常債権	

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によ  
り経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる  
債権
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営  
成績が悪化し、契約に定めた債権の元本の回収及び利息の受取りが  
できない可能性の高い債権
- 要管理債権  
3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債  
務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目  
的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行っ  
た貸出債権
- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同  
項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

＜リースク管理債権＞

信用事業総与信		信用事業 以外の 与信
貸出金	その他の 債権	
破綻先債権		
延滞債権		
3か月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		

- 破綻先債権  
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由によ  
り元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計  
上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計  
上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号の  
イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸  
出金
- 延滞債権  
未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は  
支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3か月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出  
金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払  
猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを  
行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）

## 貯金種目

令和6年4月1日現在

種類		預入金額	預入期間	利息	その他
当 座 性	当座貯金	1円以上	期間の定めなし	無利息	手形、小切手による払戻
	普通貯金	1円以上	期間の定めなし	別に定める	個人の場合は総合口座での貸越が可能
	貯蓄貯金	1円以上	期間の定めなし	別に定める	払戻方法に制限有り
	出資予約貯金	1円以上	期間の定めなし	別に定める	当組合への出資金払込のための貯金
	納税準備貯金	1円以上	期間の定めなし	別に定める	租税納付のための貯金
	通知貯金	5万円以上	据置期間7日間	別に定める	解約日の2日前まで解約予告必要
	定期積金 (定額式、目標式)	1,000円以上	6か月以上10年以下	別に定める	毎月一定日に一定の金額を預入、満期日以降に一括支払い
	定期積金 (満期分散式)	1,000円以上	2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年	別に定める	毎月一定日に一定の金額を預入、満期日以降に、親定積、子定積の単位で支払い
	定期積金 (逓増式、逓減式)	1,000円以上	2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年	別に定める	毎月一定日に一定の金額を預入、契約期間中、年単位で掛金増額、または減額が可
定期積金 (子育て応援型)	10万円以上 300万円以下	1年以上10年以下	別に定める	個人のみ。子育て応援パスポート提示。	
定 期 性	大口定期貯金	1,000万円以上	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、 期日指定方式	別に定める	1ヶ月から5年までの預入期間の選択可
	スーパ一定期貯金 (単利型)	1円以上	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、 期日指定方式	別に定める	1ヶ月から5年までの預入期間の選択可。預入期間2年以上は1年ごと中間利払いあり。
	スーパ一定期貯金 (複利型)	1円以上	3年、4年、5年、期日指定方式	別に定める	3年から5年までの預入期間の選択可。一括預入、個人のみ。
	変動金利定期貯金 (単利型)	1円以上	3年	別に定める	契約日から半年ごと市場金利に連動、中間利払いあり。
	変動金利定期貯金 (複利型)	1円以上	3年	別に定める	契約日から半年ごと市場金利に連動。一括預入、個人のみ。
	期日指定定期貯金	1円以上 300万円未満	最長3年(据置期間1年)	別に定める	一括預入、据置期間後は満期日を指定して支払い
	積立式定期貯金	1円以上	エンドレス型:積立期間の定めなし。満期型:6ヶ月~10年以内(据置期間含む)	別に定める	積立期間内で自動振替・随時預入、一部支払、明細支払、概算金支払、全額支払い可
	据置定期貯金	1円以上	最長5年(据置期間6か月)	別に定める	一括預入、据置期間経過後は全額解約と一部支払が可
	年金とくとくと定期貯金	10万円以上 1000万円以下	1年、3年	別に定める	一括預入、当JAにて年金受給中(予約含む)の個人
譲渡性貯金	1千万円以上	定型方式:1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式	別に定める	一括預入、預入期間2年ものは中間利払いあり。	
財 形	一般財形貯金	1円以上	3年以上	別に定める	給与、及び賞与から天引き
	財形年金貯金	1円以上	5年以上	別に定める	給与、及び賞与から天引き。払戻に制限、「住宅」と合算した非課税枠有り
	財形住宅貯金	1円以上	5年以上	別に定める	給与、及び賞与から天引き。払戻に制限、「年金」と合算した非課税枠有り

貸出金種目

別表1

1. 一般資金

【令和6年4月1日現在】

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他	
手形貸付	定期貯金担保貸付金	必要とする一切の資金	組合員、地区内に住所または勤務地のある方	定期貯金契約金額	満期日以内。かつ1年以内	当農協の定期貯金契約証書のみ
	定期積金担保貸付金	同上	同上	定期積金掛込金額	満期日以内。かつ1年以内	当農協の定期積金契約証書のみ
証書貸付	団体貸付金	事業運営上の必要資金	①農民が主たる構成員、または出資者となっている組合員である団体	2億9千万円	各種目による	農業協同組合、農事組合法人、土地改良区、土地区画整理組合、農業生産法人、そでうらファーム、農信基保証
		事業運営上の必要資金	②地方公共団体が構成員もしくは出資者となっているか、またその基本財産の一部を出資している営利を目的としない法人 ③組合員の団体で上記①以外の団体	2億円	各種目による	農信基保証
		事業運営上の必要資金	④組合員以外の団体で上記②を除く団体	3,000万円	各種目による	農信基保証

2. 農協ローン

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他
統一ローンの種類(別表2)による	同左	同左	同左	同左	同左

3. 要綱資金

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他	
証書貸付	山形の家づくり資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	貸付基準以内	貸付基準以内	当該要綱による
	山形県住宅リフォーム資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	貸付基準以内	貸付基準以内	当該要綱による

4. 制度資金

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他	
証書貸付	農業近代化資金	農業近代化助成法に基づく資金	農業近代化助成法に定める者	認定農業者個人1,800万円	貸付基準以内	認定農業者の有無で融資率が異なる。詳細は農業近代化資金助成法の定めによる
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	農地、施設・機械、加工・販売施設等の取得資金	認定農業者	認定農業者個人1億5,000万円	貸付基準以内	担保徴求あり。認定農業者の法人可
	土地改良負担金償還平準化事業資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱、および県土地改良負担金対策事業実施要綱による資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱、および県土地改良負担金対策事業実施要綱による	同左	同左	土地改良区理事全員の保証、必要に応じ担保徴求
	農業改良転貸資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	認定農業者個人1,800万円	貸付基準以内	農信基保証

5. 貸越

資金種類	資金使途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他	
当座貸越	総合口座	生活資金で普通貯金(総合口座)残高を超える支払額	総合口座契約者(個人)	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内、かつ200万円以内	契約期間内	総合口座担保定期貯金利率+0.5%
	営農ローン	営農および生活に必要な資金	農業収入のある組合員	極度額500万円 ただし、300万円超の場合年間販売額の70%以内	1年の自動更新	農信基保証
	カードローン(約定返済型)	生活に必要な一切の資金	組合員、地区内に住所または勤務地のある方	極度額50万円	2年の自動更新	農信基保証、または保証機関の保証
	農業経営改善促進資金(新スーパーS)	農業経営改善計画の達成に必要な運転資金	認定農業者(法人含む)	個人500万円 法人2,000万円	1年の自動更新	農信基保証、認定農業者(1年毎更新手続が必要)
	アグリスーパー資金	農業の経営・生産に必要な運転資金	組合員、農業者(品目横断的経営安定対策加入)	品目横断的経営安定対策交付金(過去生産実績)相当額	1年の自動更新	1年毎更新手続が必要、農信基保証

6. 債務保証

被保証先	保証形式	保証限度	保証期間	保証料率	保証その他
組合員、地区内に住所または勤務地のある方	保証書、手形保証、手形引受その他の方法とする	信用事業規程に定める信用供与限度内で、個別保証契約書に定める金額	35年以内		必要に応じ担保を徴求

7. 遅延損害金歩合 年14.5%

8. その他取扱資金

- 1. 農業改良にかかる資金
- 2. 農業経営体や認定農業者の育成にかかる資金
- 3. 新規就農者等、就農支援にかかる資金
- 4. 日本政策金融公庫等が取扱う資金

4. 制度資金

	資金種類	資金用途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他
証書貸付	農業近代化資金	農業近代化助成法に基づく資金	農業近代化助成法に定める者	認定農業者個人 1,800万円	貸付基準以内	認定農業者の有無で融資率が異なる。詳細は農業近代化資金助成法の定めによる
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農地、施設・機械、加工・販売施設等の取得資金	認定農業者	認定農業者個人 1億5,000万円	貸付基準以内	担保徴求あり。認定農業者の法人可
	土地改良負担金償還平準化事業資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱、および県土地改良負担金対策事業実施要綱による資金	土地改良負担金総合償還対策事業実施要綱、および県土地改良負担金対策事業実施要綱による	同左	同左	必要に応じ担保徴求
	農業改良転貸資金	貸付要綱による資金	貸付要綱に定める者	認定農業者個人 1,800万円	貸付基準以内	農信基保証

5. 貸越

	資金種類	資金用途	貸出先	貸付限度	貸付期間	保証その他
当座貸越	総合口座	生活資金で普通貯金(総合口座)残高を超える支払額	総合口座契約者(個人)	総合口座担保定期貯金合計額の90%以内、かつ200万円以内	契約期間内	総合口座担保定期貯金利率+0.5%
	営農ローン	営農および生活に必要な資金	農業収入のある組合員	極度額500万円 ただし、300万円超の場合年間販売額の70%以内	1年の自動更新	農信基保証
	カードローン (約定返済型)	生活に必要な一切の資金	組合員、地区内に住所または勤務地のある方	極度額50万円	2年の自動更新	農信基保証、または保証機関の保証
	農業経営改善促進資金 (新スーパーS)	農業経営改善計画の達成に必要な運転資金	認定農業者(法人含む)	個人500万円 法人2,000万円	1年の自動更新	農信基保証 認定農業者(1年毎更新手続きが必要)
	アグリスーパー資金	農業の経営・生産に必要な運転資金	組合員、農業者(品目横断的経営安定対策交付金加入)	品目横断的経営安定対策交付金(過去生産実績)相当額	1年の自動更新	1年毎更新手続きが必要、農信基保証

6. 債務保証

被保証先	保証形式	保証限度	保証期間	保証料率	保証その他
組合員、地区内に住所または勤務地のある方	保証書、手形保証、手形引受その他の方法とする	信用事業規程に定める信用供与限度内で、個別保証契約書に定める金額	35年以内		必要に応じ担保を徴求

7. 遅延損害金歩合 年14.5%

8. その他取扱資金

1. 農業改良にかかる資金
2. 農業経営体や認定農業者の育成にかかる資金
3. 新規就農者等、就農支援にかかる資金
4. 日本政策金融公庫等が取扱う資金

	住宅ローン		
	一般型	100%応援型	借換応援型
貸付先	信用事業規程に定める者		
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の新築・増改築資金</li> <li>宅地の購入資金（5年以内に住宅を新築し居住すること）</li> <li>住宅の購入資金（土地付住宅、分譲マンションを含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の新築・新築住宅の購入</li> <li>中古住宅の購入</li> <li>住宅の増改築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅ローンの借換え</li> </ul>
貸付限度	<p>10,000万円</p> <p>貸付単位10万円・最低貸付単位10万円</p> <p>但し、次の事項を満たすこと。</p> <p>①所要資金の80%以内</p> <p>ただし、第一順位の抵当権を設定する場合は所要資金の80%以内</p> <p>なお、担保余力がある場合は所要資金の100%（担保価格）以内</p> <p>②年間元利返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内</p> <p>税込年収150万円以上250万円未満 30%以内 （ただし、正組合員以外は200万円以上とする）</p> <p>税込年収250万円以上550万円未満 35%以内</p> <p>税込年収550万円以上 40%以内</p>	<p>10,000万円</p> <p>貸付単位10万円・最低貸付単位10万円</p> <p>但し、次の事項を満たすこと。</p> <p>①所要資金の100%以内</p> <p>ただし、担保評価額+登記料+保証料+火災共済掛金+消費税を上限とする。</p> <p>②年間元利返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内</p> <p>税込年収350万円以上400万円未満 25%以内</p> <p>税込年収400万円以上600万円未満 30%以内</p> <p>税込年収600万円以上800万円未満 35%以内</p> <p>税込年収800万円以上 40%以内</p>	<p>10,000万円</p> <p>貸付単位10万円・最低貸付単位10万円</p> <p>但し、次の事項を満たすこと。</p> <p>①所要資金の100%以内</p> <p>ただし、借換え時の担保評価額の130%以内で既借入金残高と諸費用の合算金額の範囲内</p> <p>②年間元利返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内</p> <p>税込年収350万円以上400万円未満 25%以内</p> <p>税込年収400万円以上600万円未満 30%以内</p> <p>税込年収600万円以上800万円未満 35%以内</p> <p>税込年収800万円以上 40%以内</p>
据置期間	3年以上40年以内（1年単位） 但し、据置期間を含む	3年以上40年以内（1年単位） 但し、据置期間を含む	3年以上32年以内（1カ月単位）。ただし、現在借入中の住宅ローンの残存期間内。
据置期間	1ヵ月以上6ヵ月以内	1ヵ月以上6ヵ月以内	据置設定不可。
貸付利率	<p>固定金利型 年 4.02%</p> <p>固定変動金利選択型</p> <p>変動金利 住宅プライム変動</p> <p>固定金利 3年 2.25%</p> <p>5年 2.60%</p> <p>10年 3.05%</p>	<p>固定金利型 年 4.02%</p> <p>固定変動金利選択型</p> <p>変動金利 住宅プライム変動</p> <p>固定金利 3年 2.25%</p> <p>5年 2.60%</p> <p>10年 3.05%</p>	<p>固定金利型 年 4.02%</p> <p>固定変動金利選択型</p> <p>変動金利 住宅プライム変動</p> <p>固定金利 3年 2.25%</p> <p>5年 2.60%</p> <p>10年 3.05%</p>
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>元利均等償還（毎月又は年2回償還方式）</li> <li>元利均等月賦償還+半年賦併用（ボーナス増額償還方式）</li> <li>元金均等償還（毎月又は年2回償還方式）</li> <li>元金均等月賦償還+半年賦併用（ボーナス増額償還方式）</li> </ul>	同左	同左
貸付形式	証書貸付		
保証	農信基の保証	農信基の保証、	農信基の保証、
農信基の保証料率	正・准 0.10%・0.15%・0.20%・0.25%・0.30%	正・准 0.15%・0.20%・0.25%・0.30%・0.35%	正・准 0.12%・0.15%・0.20%・0.25%・0.30%
担保	<p>原則として徴する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>融資対象物件・敷地に抵当権設定</li> <li>火災共済加入と共済金請求権に質権設定</li> <li>団体信用生命共済加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資対象物件に、第一順位の抵当権設定</li> <li>火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定</li> <li>団体信用生命共済加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資対象物件に、第一順位の抵当権設定</li> <li>火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定</li> <li>団体信用生命共済加入</li> </ul>
融資条件	農業信用基金協会が定める保証要件による		

統一ローンの種類（別表2-1-2）

（令和5年4月1日現在）

	協同住宅ローン(保証付住宅ローン)		リフォームローン	賃貸住宅ローン
	新築・購入コース	借換コース	一般型	
貸付先	信用事業規程に定める者	信用事業規程に定める者	信用事業規程に定める者	組合員で賃貸住宅用地（家族名義を含む）を所有している者
資金使途	・住宅の新築・新築、中古住宅の購入 ・宅地の購入(2年以内に新築し居住すること) ・住宅の増改築、改装、補修	・他金融機関からの住宅ローン借換 ・借換に伴う諸費用 ・借換に伴う増改築、改装、補修	・住宅の増改築、改装、補修資金 ・住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金	賃貸住宅(含店舗併用住宅)の建設、増改築及び補修に要する資金
貸付限度	10,000万円 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 ①所要額以内 ②年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内。(保証条件ではない) 税込年収150万円以上400万円未満 30%以内 税込年収400万円以上800万円未満 35%以内 税込年収800万円以上 40%以内 ③特定月増額返済方式による返済元金総額は、貸付金額の50%以内(10万円単位)	10,000万円 貸付単位10万円・最低貸付単位10万円 ①所要額以内 ただし、担保評価額の250%以内とする。 ②年間元金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内。(保証条件ではない) 税込年収150万円以上400万円未満 30%以内 税込年収400万円以上800万円未満 35%以内 税込年収800万円以上 40%以内 ③特定月増額返済方式による返済元金総額は、貸付金額の50%以内(10万円単位)	1,000万円 貸付単位10万円 ・最低貸付単位10万円 ①所要資金以内 ②住宅ローン、リフォームローン(無担保住宅資金含む)の借入残高合計が前年度税込年収の6倍以内	400百万円 貸付単位10万円 ・最低貸付単位100万円 但し、次の事項を満たすこと ①所要資金以内 ②年間返済額が年間賃貸収入見込額の75%以内 ③担保価格の範囲内
据置期間	3年以上40年以内(1年単位) (据置期間を含む)	3年以上34年以内(1年単位) ただし、借入中の住宅ローンの残存期間内とする。 借入中の住宅ローンが借入から1年以上経過し過去最低1年間延滞がないこと。	1年以上15年以内	1年以上30年以内で 対象物件の法定耐用年数以内 但し、据置期間を含む
据置期間	1ヵ月以上12ヵ月以内	据置設定不可。		1ヵ月以上12ヵ月以内 (変動金利型は据置期間を設定しない)
貸付利率	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム連動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム連動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	変動金利型 年 2.725% 固定金利型 年 4.02% 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%	固定金利型 年 4.02% 固定変動金利選択型 変動金利 住宅プライム連動 固定金利 3年 2.25% 5年 2.60% 10年 3.05%
償還方法	・元利均等償還(毎月又は年2回償還方式) ・元利均等月賦+半年賦併用(ボーナス増額償還) ・元金均等償還(毎月又は年2回償還方式) ・元金均等月賦+半年賦併用(ボーナス増額償還)	・元利均等償還(毎月) ・元利均等月賦+半年賦併用(ボーナス増額償還) ・元金均等毎月償還(毎月) ・元金均等月賦+半年賦併用(ボーナス増額償還)	・元利均等償還 (毎月又は年2回償還方式) ・元利均等月賦償還+半年賦併用 (ボーナス増額償還)	・元利均等月賦償還 (毎月償還方式) ・元金均等償還(毎月償還方式)
貸付形式	証書貸付			
保証	協同住宅ローン(株)の保証	協同住宅ローン(株)の保証	農信基の保証、保証機関の保証	農信基の保証
農信基の保証料率	・一般型: 0.10%・0.12%・0.15%・0.29% ・100%応援型: 0.12%・0.15%・0.22%・0.36%	・0.12%・0.15%・0.29%	正・准0.33%	正・准0.23%
担保	・融資対象物件に、第一順位の抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定 ・団体信用生命共済加入	・融資対象物件に、第一順位の抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に第一順位の質権設定 ・団体信用生命共済加入	・団体信用生命共済加入	原則として敷する ・融資対象物件・敷地に抵当権設定 ・火災共済加入と共済金請求権に質権設定
融資条件	協同住宅ローン(株)保証が定める保証要件による		農業信用基金協会が定める保証要件による	

統一ローンの種類（別表2-2）

	教育ローン	マイカーローン	フリーローン	カード切替ローン
貸付先	信用事業規程に定める者で 高校以上の進学者を有する者	信用事業規程に定める者で 自動車を購入する者	信用事業規程に定める者	カードローン（保証機関）の 契約者
資金使途	進学者の入学金、授業料、学費 及びアパート家賃等、進学に要 する一切の資金	乗用車・バイクの取得資金 点検・修理・車検・保険掛金等 諸費用（営業用自動車は除く）	貸付先が必要とする一切の資金 但し、負債整理の資金及び経済 未収金の肩代り資金、営業・ 事業資金を除く	証書切替に必要な資金
貸付限度 （注1）	10万円以上1,000万円以内 但し、所要資金以内 （貸付単位1万円 ・最低貸付単位10万円）	10万円以上1,000万円以内 但し、所要資金以内 （貸付単位1万円 ・最低貸付単位10万円）	10万円以上300万円以内 但し、所要資金以内 （貸付単位1万円 ・最低貸付単位10万円）	カードローンの極度額または貸越 残高のいずれか少ない金額 （1万円単位）
貸付期間	6ヵ月以上15年以内 在学期間+9年以内（据置期間含む）	6ヶ月以上10年以内	6ヶ月以上5年以内 但し、JA住宅ローン利用者で過去に 事故のない場合 6ヶ月以上7年以内	6か月以上5年以内 オリコ保証・ニコス保証の場合 30万円以下：6ヶ月以上3年以内 30万円超：6ヶ月以上5年以内
据置期間	在学期間+6ヵ月以内			設定しない
貸付利率	変動金利型 年 2.10% 固定金利型 年 2.40%	変動金利型 年 1.90% 固定金利型 年 2.30%	変動金利型 年 3.00%	固定金利型 年 6.50% 被切替カードローンの保証料 差引後の金利
償還方法	・元利均等償還 （毎月又は年2回償還方式） ・元利均等月賦償還+半年賦併用 （ボーナス増額償還方式）	同左	同左	・元利均等償還（毎月返済） ・元利均等償還 （毎月返済+特定期増額） ・元利均等償還（年6回返済）
貸付形式	証書貸付			
保証	農信基の保証	農信基の保証	農信基の保証	保証機関の保証
農信基の 保証料率	正・准0.5%	正・准0.5%	正0.5%・准1.0%	正0.5%・准1.0%
担保	原則として徴しない	原則として徴しない	徴しない	原則として徴しない
セット貯金				総合口座または普通貯金
農信基保証 融資条件	保証機関が定める保証要件による			

（注）1 本ローン貸付額、既往のフリー、マイカー、購買、教育、カード（極度額）の各ローン残高、農協内その他無担保借入金（リフォームおよび農信基  
又は保証センター保証付の無担保住宅資金を除く）および他金融機関の無担保借入金の合計が前年度税込年収の100%以内、かつ500万円以内。

民間保証によるローンの種類（別表2-3）

	教育ローン (ジャックス保証)	マイカーローン (ジャックス保証)	新フリーローン (ジャックス保証)
貸付先	信用事業規程に定める者で 幼稚園以上の進学者を有する者	信用事業規程に定める者で 自動車を購入する者	信用事業規程に定める者
資金の用途	進学者の入学金、授業料、学費及び アパート家賃等、進学に要する一切の資金  (仕送り資金含む；仕送り資金のみは不可)	乗用車・バイク等の取得資金 点検・修理・車検・保険掛金等  諸費用（営業用自動車は除く）	貸付先が必要とする一切の資金 但し、事業性資金、借入返済資金は除く
貸付限度 (注1)	10万円以上700万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円) 医科・歯科・薬科大学または学部の場合は 1,000万円以内	10万円以上1000万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円)	10万円以上300万円以内 但し、所要資金以内 (貸付単位1万円・最低貸付単位10万円)
貸付期間	6ヵ月以上15年以内（据置期間含む）	6ヶ月以上15年以内	6ヶ月以上8年以内
据置期間	①入学前の7ヶ月間以内 ②卒業予定年月までの在学期間以内 ③卒業後の3ヵ月間以内 元金据置対象資金：短大、大学、大学院 への入学・在学に必要な資金		
貸付利率	固定金利型 年 2.0%	固定金利型 年 2.0%	固定金利型 年 2.8%
償還方法	・元利均等償還(毎月) ・元利均等月賦償還+半年賦併用 (ボーナス増額償還方式)	同左	同左
貸付形式	証書貸付		
保証	ジャックスの保証	ジャックスの保証	ジャックスの保証
保証料率	年 1.0%	年 0.65%	年 2.0%
担保	徴しない	徴しない	徴しない
セット貯金			
保証融資条件	保証機関が定める保証要件による		

(注) 1 本ローン貸付額、既往のフリー、マイカー、購買、教育、カード(極度額)の各ローン残高、農協内その他無担保借入金(リフォームおよび農信基又は保証センター保証付の無担保住宅資金を除く)および他金融機関の無担保借入金の合計が前年度税込年収の100%以内、かつ500万円以内。